

令和7年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、森林病虫害等被害木(カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌の付着により生育が害された木及びツヤハダゴマダラカミキリの幼虫の食害を受けた木など)をいう。以下同じ。)を処理し、森林病虫害等の被害のまん延を防止することを目的として、防除対策を行った森林の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 森林 森林法(昭和26年法律第249号)第2条に規定する森林(国又は地方公共団体の管理に属するものを除く。)をいう。

(2) 健全木 森林病虫害等の被害を受けていない樹木をいう。

(3) 被害木 森林病虫害等の被害として、穿入穴から木くずが出ている樹木をいう。森林病虫害等の判別ができないものは除く。

(4) 森林病虫害等 急激にまん延して森林資源等に重大な損害を与えるおそれがあり、樹木に穿入してその樹木の生育を害するせん孔虫類をいう。

(5) 所有者 つくば市内の森林を所有又は管理する者をいう。

(対象の森林病虫害等)

第3条 この要項において、防除対策の対象となる森林病虫害等は、次の各号に定める。

(1) カシノナガキクイムシ

(2) ツヤハダゴマダラカミキリ

(3) その他市長が定める森林病虫害等

(補助の対象)

第4条 補助金の対象者は所有者であり、当該森林につき次条に規定する防除対策を実施した者とする。

(防除対策)

第5条 森林病虫害等の被害の拡大を抑制するために、所有者が行う防除対策は次の各号に定めるところによる。

(1) 健全木又は被害木に対し行う、殺菌剤の樹幹注入による枯死を防ぐための措置

(2) 健全木又は被害木に対し行う、粘着シート被覆等による森林病虫害等の穿入又は周囲への脱出を予防するための措置

(3) 被害木に対し行う、伐倒及び薬剤によるくん蒸又は伐倒及び焼却による森林病虫害等の駆除をするための措置

(防除対策の時期)

第6条 第5条の規定にある防除対策は、次の各号に定める期間で実施するものとする。

(1) 第5条1号及び2号に規定する防除対策は、4月から翌年2月

(2) 第5条3号に規定する防除対策は、4月及び9月から翌年2月

(補助対象及び補助金の額)

第7条 第5条の規定にある防除対策について、補助対象となる経費の内容及び補助金額等は別表に定めるとおりとする。

2 防除対策は、別表に定める区分【1】、【2】、【3】は限度額の範囲内で同時に申請することができるものとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

4 防除対策に係る補助金の交付申請は、一会計年度につき1回限りとする。

5 防除対策に係る補助金の交付申請は、実施箇所（森林所在）につき1回限りとする。

6 この要項に定める補助金以外の補助制度の適用を受けている場合は、補助対象外とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）防除対策の内容及び経費が確認できる次のア～ウの書類

ア 第7条別表に規定する防除対策区分【1】・【2】で事業者への委託により実施する場合は、作業内容が明記されている見積書を提出するものとする。

イ 第7条別表に規定する防除対策区分【1】・【2】で申請者が直接実施する場合は、購入を予定している薬剤・資材の製品名、個数及び費用がわかる資料

ウ 第7条別表に規定する防除対策区分【3】の場合は、作業内容が明記されている見積書

（2）防除対策に係る実施箇所を示した位置図

（3）健全木又は被害木の状況等が分かる写真

（4）申請者が土地を管理する者の場合又は補助対象の土地が共有である場合は、土地所有者の同意書（様式第2号）

（5）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、書類の審査及び現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定したときは、令和7年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（防除対策の変更等）

第 10 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、やむを得ない理由により当該防除対策を変更又は中止しようとするときは、令和 7 年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金変更申請書（様式第 4 号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該防除対策の変更又は中止を承認し、又は承認しないときは、令和 7 年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金変更承認（不承認）通知書（様式第 5 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（指示及び検査）

第 11 条 市長は、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な指示をし、又は書類等の検査を行うことができる。

（申請の取下げ）

第 12 条 交付決定者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日から起算して 14 日以内、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第 13 条 交付決定者は、事業終了後、その成果を記した令和 7 年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類（防除対策を交付決定者が直接実施した場合にあっては、第 3 号から第 5 号までの書類）を添えて、当該年度の 2 月末日までに市長に提出するものとする。

（1）第 6 条別表に規定する防除対策区分【1】、【2】、【3】について、防除対策を事業者へ委託して実施した場合は、防除対策に要した経費の領収書

（2）第 6 条別表に規定する防除対策区分【1】、【2】について、防除対策を交付決定者が直接実施した場合は、防除対策に要した経費の領収書

(3) 防除対策の実施前及び実施後の写真並びに撮影箇所を示した位置図

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、当該完了報告書を審査して補助金の額を確定し、令和 7 年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた交付決定者は、令和 7 年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金交付請求書（様式第 8 号）により、市長に補助金を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要項に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(書類の整備及び保管)

第 18 条 交付決定者は、補助金の交付を受けた防除対策に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該防除対策の完了の日の属する年度の翌年から 5 年間保管しておかなければならない。

付則

この要項は、令和7年4月21日から施行する。

第7条 別表

防除対策区分	対象樹木	補助対象経費の内容	補助金額
【1】 殺菌剤の樹幹注入	健全木	委託料（薬剤の樹幹注 入処理費）	補助対象経費に補助率 5/10 を 乗じて求める。 区分【1】、【2】は合わせて、 補助金額の上限額は5万円と する。
	被害木	需用費（薬剤費）	
【2】 粘着シート被覆等	健全木	委託料（被覆作業費）	補助金額の上限額は5万円と する。
	被害木	需用費（被覆資材費）	
【3】 伐倒及びくん蒸 又は 伐倒及び焼却	被害木	委託料（伐倒・薬剤く ん蒸費又は伐倒・焼却 費）	補助対象経費に補助率 5/10 を 乗じて求める。 区分【3】の補助金額の上限額 は15万円とする。